

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和8年2月10日

京都市長 松井孝治

## 1 道路の名称

### （1）変更する道路

- 3・5・130号宝池通
- 3・5・135号大原通
- 3・3・184号鴨川東岸線
- 3・6・152号新町通
- 3・6・163号御前通
- 3・4・180号八条通
- 7・7・103号近鉄東側道
- 7・5・105号万寿寺通
- 3・5・101号桂駅東通
- 3・5・116号山陰街道
- 3・3・128号久世北茶屋線
- 3・3・129号御池通
- 3・3・11号淀駅前線
- 3・6・107号下海印寺納所線
- 3・4・114号横大路公園通
- 3・4・145号竹田久我線
- 7・7・111号淀駅南側道線
- 3・4・176号岩倉線（3・4・176号上高野岩倉線）
- 3・3・140号久世梅津太秦線（3・3・140号久世梅津北野線）

3・6・159号嵯峨野線（3・6・159号高辻通）  
3・4・102号三栖横大路線（3・4・102号三栖淀線）  
3・4・186号師団街道（3・4・137号師団街道大和街道）  
3・4・187号国道24号線（3・4・137号師団街道大和街道）  
3・3・188号東山国道（I・III・36号東山国道）  
3・3・189号国道9号線（I・III・11号国道9号線）  
3・6・190号葛野中通（II・3・56号葛野中通）  
3・6・191号高野川東岸線（II・III・14号高野川東岸線）  
3・6・192号上賀茂線（II・III・61号京都貴船線）  
3・5・193号幡枝静市線（II・III・114号幡枝葵森線）  
3・5・194号岩倉中通（II・III・116号岩倉中通）  
3・2・195号押小路通（I・II・1号押小路通）  
3・6・196号六条通（II・III・103号六条通）  
3・4・133号梅津太秦線  
3・4・201号梅津太秦線（3・4・133号梅津太秦線）  
3・4・161号西小路通  
3・6・197号西小路通（3・4・161号西小路通）  
3・2・210号伏見向日町線（I・II・3号伏見向日町線）  
3・4・198号丸太町通（II・I・6号丸太町通）  
3・6・199号馬代通（II・III・32号馬代通）  
3・6・200号嵐山樺原線（II・III・78号嵐山樺原線）  
3・3・204号伏見大手筋線（I・III・44号伏見大手筋線）  
3・3・209号羽束師墨染線（I・III・45号羽束師墨染線）  
3・3・202号吉祥院下鳥羽線（I・III・48号吉祥院下鳥羽線）  
3・3・207号師団街道（II・II・13号師団街道）  
3・3・208号小栗栖石田線（II・II・29号桃山石田線）  
3・5・203号勧修寺醍醐線（II・III・66号深草大津線）  
3・6・205号丹後橋通（II・III・67号丹後橋通）  
3・5・206号大石道（II・III・120号大石道）

## (2) 廃止する道路

3・3・143号賀茂川小山線

I・III・9号三条通

I・III・43号南禅寺道

3・6・120号木辻通

3・6・167号嵯峨中通

3・6・169号嵯峨嵐山駅南通

II・III・118号府道太秦上桂線

II・II・14号伏見新町通

II・III・63号日ノ岡西野山線

## 2 都市計画を定める土地の区域

### (1) 変更する部分

伏見区納所町、淀池上町及び淀本町の各一部

### (2) 廃止する部分

北区上賀茂葵田町、上賀茂葵之森町、上賀茂朝露ヶ原町、上賀茂池殿町、上賀茂壱町口町、上賀茂馬ノ目町、上賀茂神山、上賀茂坂口町、上賀茂菖蒲園町、上賀茂中大路町、上賀茂東上之段町、上賀茂東後藤町、上賀茂備後田町、上賀茂御薙口町、上賀茂本山、北野上白梅町、北野下白梅町、北野西白梅町、小松原南町、小山上内河原町、小山北玄以町、小山下内河原町、小山東玄以町、小山東元町、小山南大野町、大将軍坂田町、等持院北町、等持院中町、等持院西町、等持院東町、等持院南町及び紫野東御所田町の各一部

左京区栗田口鳥居町、岩倉大鷺町、岩倉下在地町、岩倉忠在地町、岩倉中町、岩倉花園町、岩倉三宅町、永觀堂西町、岡崎東天王町、岡崎法勝寺町、上高野大湯手町、上高野小野町、上高野尾保地町、上高野北川原町、上高野車地町、上高野薩田町、上高野三反田町、鹿ヶ谷高岸町、静市市原町、田中下柳町、田中関田町、田中馬場町、南禪寺草川町、南禪寺下河原町及び南禪寺福地町の各一部

中京区西ノ京右馬寮町、西ノ京小倉町、西ノ京職司町、西ノ京銅駄町、西ノ京梅尾町、西ノ京東月光町、西ノ京東梅尾町、西ノ京船塚町、西ノ京北聖町、西ノ京冷泉町、壬生天池町及び壬生朱雀町の各一部

山科区川田欠ノ上、川田前畠町、川田南畠町、勧修寺北大日町、勧修寺下ノ茶屋町、

勧修寺仁王堂町、勧修寺本堂山町、勧修寺南大日町、勧修寺南大日、勧修寺南谷町、北花山河原町、北花山六反田町、北花山中道町、北花山横田町、厨子奥長通、西野榎本町、西野山欠ノ上町、西野山中臣町、西野山中畠町、西野山南畠町、東野竹田、日ノ岡ホッパラ町、御陵岡町、御陵岡ノ西町及び御陵鴨戸町の各一部

下京区中堂寺坊城町、中堂寺壬生川町、中堂寺命婦町及び本塩竈町の各一部

南区上鳥羽塔ノ森上河原、上鳥羽塔ノ森下河原、上鳥羽塔ノ森洲崎町、上鳥羽塔ノ森柳原、吉祥院石原京道町、吉祥院石原西町、吉祥院石原野上町、吉祥院石原開町、吉祥院鳴樺山町、吉祥院鳴川原田町、西九条池ノ内町、西九条島町及び西九条藤ノ木町の各一部

右京区太秦青木ヶ原町、太秦青木元町、太秦荒木町、太秦石垣町、太秦面影町、太秦上ノ段町、太秦唐渡町、太秦帽ヶ本町、太秦朱雀町、太秦棚森町、太秦多藪町、太秦西蜂岡町、太秦樋ノ内町、太秦堀ヶ内町、宇多野御池町、宇多野柴橋町、宇多野長尾町、宇多野福王子町、宇多野法安寺町、梅津段町、梅津中倉町、梅津フケノ川町、梅津眾原町、梅津前田町、御室岡ノ裾町、御室小松野町、御室芝橋町、御室堅町、西院追分町、西院太田町、西院久田町、西院久保田町、西院清水町、嵯峨伊勢ノ上町、嵯峨积迦堂門前裏柳町、嵯峨天龍寺今堀町、嵯峨天龍寺北造路町、嵯峨天龍寺車道町、嵯峨天龍寺芒ノ馬場町、嵯峨天龍寺角倉町、嵯峨天龍寺瀬戸川町、嵯峨天龍寺立石町、嵯峨天龍寺造路町、嵯峨天龍寺広道町、嵯峨天龍寺龍門町、嵯峨野内田町、嵯峨野高田町、嵯峨野千代ノ道町、嵯峨野西ノ藤町、嵯峨野東田町、嵯峨野南浦町、嵯峨広沢御所ノ内町、嵯峨広沢西裏町、谷口梅津間町、谷口円成寺町、谷口垣ノ内町、谷口園町、常盤馬塚町、常盤段ノ上町、鳴滝桐ヶ淵町、鳴滝嵯峨園町、鳴滝中道町、鳴滝瑞穂町、西京極河原町裏町、西京極堤下町、西京極殿田町、西京極西向河原町、西京極橋詰町、西京極東中島町、花園猪ノ毛町、花園円成寺町、花園木辻北町、花園木辻南町、花園良北町、花園鷹司町、花園巽南町、花園天授ヶ岡町、花園藪ノ下町及び龍安寺西ノ川町の各一部

西京区嵐山朝月町、嵐山内田町、嵐山上海道町、嵐山谷ヶ辻子町、嵐山中尾下町、嵐山薬師下町、大枝西長町、大原野北春日町、大原野西境谷町一丁目、桂浅原町、桂朝日町、桂春日町、桂御園、上桂大野町、上桂北村町、上桂西居町、上桂東居町、上桂御正町、上桂宮ノ後町、上桂森上町、川島滑樋町、松尾木ノ曾町及び松尾鈴川町の各一部

伏見区石屋町、魚屋町、小栗栖小阪町、小栗栖石川町、小栗栖中山田町、小栗栖森本町、鍛治屋町、紙子屋町、北尼崎町、京町三丁目、京町四丁目、京町十丁目、京町北七丁目、京町南八丁目、銀座町一丁目、久我石原町、久我本町、下板橋町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、新町五丁目、新町六丁目、新町七丁目、新町八丁目、新町九丁目、新町十丁目、新町十一丁目、新町十二丁目、新町十三丁目、新町十四丁目、墨染町、住吉町、丹後町、丹波橋町、津知橋町、中島河原田町、納屋町、奈良屋町、西大手町、西桝屋町、納所下野、東大手町、東大文字町、平野町、深草相深町、深草飯食町、深草一ノ坪町、深草稻荷鳥居前町、深草今在家町、深草馬谷町、深草越後屋敷町、深草大龜谷五郎太町、深草大龜谷敦賀町、深草大龜谷西久宝寺町、深草大龜谷東安信町、深草大龜谷東久宝寺町、深草大龜谷万帖敷町、深草大島屋敷町、深草上横繩町、深草枯木町、深草北新町、深草鞍ヶ谷、深草ヶナサ町、深草佐野屋敷町、深草柴田屋敷町、深草下高松町、深草下横繩町、深草十九軒町、深草神明講谷町、深草直違橋二丁目、深草直違橋片町、深草直違橋北一丁目、深草直違橋南一丁目、深草鈴塚町、深草スヽハキ町、深草砂子谷町、深草墨染町、深草谷口町、深草塚本町、深草出羽屋敷町、深草東軸町、深草中ノ島町、深草祓川町、深草東伊達町、深草藤森玄蕃町、深草向ヶ原町、深草向畠町、深草森吉町、深草山村町、深草綿森町、風呂屋町、伯耆町、桝形町、桃山井伊掃部西町、桃山井伊掃部東町、桃山紅雪町、桃山町安芸山、桃山町大蔵、桃山町真斎、桃山町丹下、桃山町丹後、桃山町永井久太郎、桃山町正宗、桃山筒井伊賀西町、桃山筒井伊賀東町、桃山長岡越中北町、桃山長岡越中南町、桃山福島太夫西町、桃山最上町、鎧屋町、横大路下ノ坪、横大路神宮寺、横大路松林、淀下津町、淀水垂町、両替町四丁目、両替町十丁目、両替町十一丁目、両替町十四丁目、両替町十五丁目、両替町二丁目及び両替町三丁目の各一部

### 3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

### 4 縦覧期間

令和8年2月10日から令和8年2月26日まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。)

### 5 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで (ただし、正午から午後1時までは除く。)

## 6 意見書の提出

### (1) 提出方法

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送、ファックス若しくは電子メールによって提出してください。ただし、郵送による場合は、縦覧期間満了の日までの消印のあるものは有効です。

### (2) 提出先

ア 持参又は郵送

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

イ ファックス

075-222-3472

ウ 電子メール

tokeika@city.kyoto.lg.jp

## 7 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)